

社会福祉法人 はまゆう会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人デイサービスセンターの経営

(ニ) 老人介護支援センターの経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 はまゆう会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、利用料の減免など低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県津市香良洲町字南新田 1990 番に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会の委員は、監事及び事務局員並びに外部委員のうちから3名を理事会で選任する。ただし、事務局員は1名以内とし、外部委員は1名以上でなければならない。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1）建物 津市香良洲町字南新田 1990 番地、1985 番地、1985 番地 1、1986 番地、1987 番地、1988 番地、1989 番地、1990 番地 1、1991 番地 1、1991 番地 3、3715 番地 3、3715 番地 4、3716 番地 3

家屋番号 1990 番 老人ホーム

鉄筋コンクリート・鉄骨造かわらぶき陸屋根 2 階建

1 階 1469 m² 76 2 階 1967 m² 00

符 1 機械室 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 9 m² 30

符 2 機械室 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 9 m² 30

- （2）建物 津市香良洲町字南新田 1991 番地 1、1990 番地、1991 番地 3

家屋番号 1991 番 1 老人ホーム

鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 308 m² 75

- （3）建物 津市香良洲町字海面高砂 3952 番地 1

家屋番号 3952 番 1 の 4 老人ホーム

鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

1 階 1194 m² 05 2 階 1134 m² 42

- （4）土地 津市香良洲町字海面高砂 3952 番 1 4166.17 m²

- （5）土地 津市香良洲町字大新田 2094 番 1 3660 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、津市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保有する。
- 3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保有することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、津市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を津市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人 はまゆう会の掲示場に提示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	土 生 千鶴子
理 事	米 川 勲
〃	米 川 卓 志
〃	後 藤 圭 子
〃	倉 田 昇
〃	藤 野 幸 子
〃	藤 川 順 堆
〃	米 川 四 郎
〃	近 藤 龍 市
〃	玉 井 孝 子
監 事	倉 田 勇
〃	押小路 円

附 則

- ・平成 13 年 6 月 15 日付の定款変更に伴い選任される理事、監事及び評議員の任期は、定款第 6 条に規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 31 日までとする。

附 則

- ・この定款変更は認可日（平成 12 年 6 月 30 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 13 年 3 月 26 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 13 年 6 月 15 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 15 年 2 月 25 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 15 年 4 月 30 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 17 年 4 月 27 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 17 年 5 月 27 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 18 年 8 月 17 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 19 年 6 月 1 日）から施行する。
- ・この定款変更は変更届受理の日（平成 22 年 4 月 21 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 23 年 6 月 16 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 23 年 7 月 25 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 25 年 4 月 8 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 26 年 2 月 13 日）から施行する。
- ・この定款変更は変更届受理の日（平成 27 年 4 月 6 日）から施行する。
- ・この定款変更は認可日（平成 27 年 6 月 14 日）から施行する。
- ・この定款変更は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 はまゆう会 定款細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人はまゆう会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人はまゆう会定款（以下「定款」という。）第41条の規定により定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員会

(評議員会)

第2条 評議員会は、定款第11条に定める定期評議員会と必要がある場合に開催する臨時評議員会とする。

(役員等の出席)

- 第3条 理事長及び施設長を兼務する理事並びに監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。
- 2 第1項の理事以外の理事は、招集者の招集により評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 法人の職員及び業務を委託している弁護士は、理事及び監事を補佐するために、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
 - 4 評議員会は必要に応じ、前3項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

- 第4条 評議員会に議長をおく。
- 2 評議員会の議長は出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

- 第5条 議長は、出席している理事及び監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、当該理事は議長の許可を得たうえで、第3条第3項に定める者に説明させることができる。
 - 3 法令に基づき評議員から提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。
 - 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合は、法令

に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

(1) 評議員が説明を求めた事項について、説明をするために調査をすることが必要な場合で、以下に該当する場合を除く

①当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知を行った場合

②当該事項について、説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について、説明することにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 第1号から第3号に掲げる場合の他、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことに正当な理由がある場合

(招集)

第6条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項又は議案の概要（議案が確定していない場合にあってはその旨。）

2 評議員会の招集通知は、評議員会の日より1週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する

3 前項に関わらず、評議員の全員の同意を得て召集の手続きを省略して評議員会を開催することができる

(決議)

第7条 評議員会の決議は、法令又は定款の別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可決同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 役員の責任の一部免除

(4) 法人の解散

(5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）

5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（議事録）

第8条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

（1）評議員会の事項

①評議員会が開催された日時及び場所

②評議員会の議事の経過の要領及びその結果

③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

④次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア. 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

イ. 監事を辞任した者が、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ウ. 監事又は理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

エ. 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤評議員会に出席した評議員、監事、理事の氏名

⑥評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（2）評議員会の決議の省略の場合の事項

①評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

②①の事項の提案をした者の氏名

③評議員会の決議があったものとみなされた日

④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（3）評議員会への報告の省略の場合の事項

- ①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ②評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の氏名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第3章 役員及び職員

(理事長専決事項及び職務権限)

第9条 定款第24条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 職員の任命(定款第22条第2項に定める職員を除く)
 - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
 - (3) 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの
その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
 - (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ①日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ②施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ③緊急を要する物品の購入等
 - (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない
と認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
 - (8) 予算上の予備費の支出
 - (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
 - (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
 - (11) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く
- 2 前項各号に掲げるもののうち、理事会に報告を要するものは、収入及び支出並びに財産等の処分を伴うもので別表1のうち理事長専決事項のとおりとする。
- 3 理事長及び施設長の職務権限については別表2のとおりとする。

(監事)

第 10 条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第 11 条 定款第 22 条第 2 項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

(1) 施設長

(2) 事務局長

第 4 章 理事会

(出席者)

第 12 条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を認め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第 13 条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第 14 条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事的全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第 15 条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異論がないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (5) 保有する株式に係る議決権の行使

5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、定款第17条第3項に規定する報告を除くものとする。

（議事録）

第16条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

（1）通常の理事会の事項

- ①理事会が開催された日時及び場所
- ②理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア．理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ．理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ．監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ．監事が招集したもの
- ③理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア．競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ．理事が不正の行為をしたと認められるとき等における理事の報告
 - ウ．理事会で述べられた監事の意見
- ⑥理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- ⑦理事会に議長が存するときは、議長の氏名

（2）理事会の決議の省略の場合の事項

- ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- ②①の事項の提案をした者の氏名
- ③理事会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (3) 理事会への報告の省略の場合の事項
 - ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ②理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が署名押印をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名押印を行う。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成スタ者と推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 雑則

(規定等の制定)

第 17 条 定款並びに定款細則のほか、法人が定める規定等は別紙 3 のとおりとする。

(改廃)

第 18 条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

付 則

- 1 この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 9 条第 2 項関係）

〔法人収入に関する事案〕

事 案	役職名 区 分	理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	
1	委託費及び補助金の収入に関すること	○		
2	過誤納金の充当又は還付に関すること		○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること	○		
4	受贈の承認。寄付金に関すること	10 万以上 ○		
5	その他の収入に関すること		○	

〔法人支出に関する事案〕

事 案	役職名 区 分	理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関すること	300 万円以上 1,000 万円未満	300 万円未満	
2	請負又は委託契約に関すること	500 万円以上 2,000 万円未満	500 万円未満	
3	旅費、賃金、日用品等定期的な支出に関すること		○	
4	分担金、負担金等に関すること	20 万以上 ○	20 万未満 ○	
5	緊急を要する物品の購入（予算計上外のもの）	20 万以上 ○		

注 1 理事等の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注 2 本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注 3 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。

別表 2（第 9 条第 3 項関係）

事 案 決 裁 先 決 事 業

事 案		役職名 区 分	理事長	施設長	備考
			専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること		○		
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること		○		
3	規則、規程等の制定改廃に関すること		○		
4	予算の編成及び決算の調整に関すること		○		
5	予算の流用・予備費の支出		○		
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの		○		
7	公示、公告に関すること		○		
8	寄付の募集及び受領に関すること		○		
9	訴訟に関すること		○		
10	債権の免除・効力の変更に關すること		○		
11	法人の組織及び権限に関すること		○		
12	職員の任免に関すること		○		
13	職員の配置に関すること		○	○	
14	臨時職員の採用に関すること		医師 ○	○	※
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		施設長以上 ○	所属職員 ○	※
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		施設長以上 ○	所属職員 ○	※
17	職員の初任給に関すること		○		
18	職員の昇給決定に関すること		○		

19	職員の昇給に関する事	○		
20	休職、復職、退職、育児・介護休暇に関する事	○		
21	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○		
22	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○		
23	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事	○		
24	職員の健康診断の実施に関する事		○	
25	被服貸与等に関する事	○		
26	利用者の日常の処遇に関する事		○	※
27	利用者の預り金の日常の管理に関する事		○	※
28	施設設備の保守管理・物品の修理等に関する事		○	※
29	薬品、給食材料の処分にに関する事		○	※
30	自動車の運行管理に関する事		○	※
31	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	重要なもの ○	軽易なもの ○	※
32	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	○		
33	職員の研修に関する事	施設長以上 ○	○	※
34	諸証明に関する事		○	
35	金融機関を指定する事	○		

(備考)

- ※1 No.14,15,16,26,27,28,29,30,31,33のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得て、その決裁権限を主任・センター長に委譲することができる。
- ※2 専決事項の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。

別表 3（第 17 条関係）

規 則 ・ 規 程 等 の 議 決 分 掌 表

	理事会での議決決定	理事長の専決規程
経理規程	○	
管理規程	○	
施設運営規程	○	
重要事項説明書	○	
監事監査規程	○	
情報公開・開示規程	○	
個人情報保護規程	○	
資金運用規定	○	
債権管理規程	○	
就業規則（正規、準職員、パートタイマー）	○	
給与規程	○	
再雇用嘱託規程	○	
育児・介護休業等に関する規則	○	
ハラスメント防止規程	○	
福祉サービスに関する「苦情解決」事業実施要領		○
利用者の権利擁護規程（倫理要領）		○
入所基準		○
特定個人情報取扱規程		○
危機管理規程		○
消防計画、応援協定		○
利用者預り金管理規程		○
昇格・昇給基準		○
業務評価制度規程		○
在籍出向規程		○
懲戒委員会規程		○
被服貸与規程		○
ホームページ運営規程		○
職員の兼業等事務取扱規程		○
マイカー通勤管理規程		○
文書管理規程		○
文書保存規程		○
公印取扱規程		○
施設所有自動車管理規程		○
慶弔規程		○